

事業の概要

- ✓ 農林水産省は、農業者等（事業主体）に対して、都道府県及び市町村を通じて、**多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金**を交付。
事業主体は、**農用地の保全管理等**を行うために、交付金事業として水路の泥上げ、草刈りなどを実施
- ✓ **対象農用地**（注1）のうち、田は、たん水（注2）するための畦畔等を有している土地
(注1) 交付金の算定対象又は交付対象となる農用地。交付額は10a当たりの交付単価に対象農用地の面積を乗じたもの
(注2) 農用地内に水をためること
- ✓ 市町村長は、対象農用地の保全管理状況等について、**毎年度、全ての対象農用地について現地確認等**を実施。
現地確認に当たっては、対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載した**確認野帳**を作成

検査の結果

- (1) **事業主体**において、**対象農用地の保全管理等が適切に行われていない**などの事態
 - ア 対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない状況
(これらの対象農用地に係る交付金相当額**8071万円が過大** (17道県、207市町村、420事業主体))
 - イ 田の交付単価により交付金が交付されている対象農用地が、畦畔がなく、田の要件を満たしていない状況
(同**1億4048万円が過大** (17道県、217市町村、542事業主体))
- (2) **市町村**において、**保全管理状況等の確認が適切に実施されていない**などの事態
 - ア (1) アのうち15道県の73市町村は**現地確認を未実施**。また、8県の17市町村は**現地確認を実施した**としているものの、**確認野帳を作成しておらず、保全管理状況等の確認が不十分な**状況
 - イ (1) イのうち152市町村は現地確認の際、田の要件である**畦畔等の有無を未確認**
(交付金の要綱等では、**当該確認をすることやその確認方法が明確に示されていなかった**)

要求する処置

- ✓ 過大に交付金を交付した市町村に対して、17道県を通じて、交付金の**返還手続**を行わせること
- ✓ 市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう**事業主体を指導すること**、及び**現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性の周知徹底**。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどの**効率的な現地確認の実施方法を周知**
- ✓ 現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法を**要綱等に明記**

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る 対象農用地の保全管理等（処置要求）

農林水産本省等

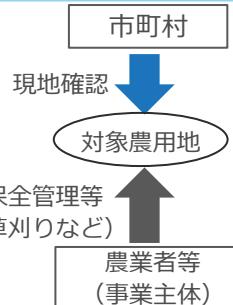
2億2120万円(指摘金額)

事業の概要

農林水産省は、農業者等（事業主体）に対して、都道府県及び市町村を通じて、**多面的機能支払交付金**及び**中山間地域等直接支払交付金**を交付（交付額 = 10 a 当たりの交付単価 × 対象農用地（注1）の面積）
(注1) 交付金の算定対象又は交付対象となる農用地

要綱等上の要件

- 事業主体は、**農用地の保全管理等**を行うために、交付金事業として水路の泥上げ、草刈りなどを実施
- 対象農用地**のうち、田は、たん水（注2）するための畦畔等を有している土地
(注2) 農用地内に水をためること
- 市町村長は、対象農用地等の保全管理状況等について、**毎年度、全ての対象農用地について現地確認等を実施**。
現地確認に当たっては、対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載した**確認野帳**を作成



検査の結果

17道県の440市町村内の1,942事業主体が実施した交付金事業（交付金相当額計497億円）を検査した結果

(1) 対象農用地の保全管理等に係る事態（交付金相当額計2億2120万円）

ア 対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は樹木が繁茂するなどして保全管理等が適切に行われていない

➡ 対象農用地に係る交付金相当額
8071万円が過大

<17道県、207市町村、420事業主体>



(1)アのうち

イ 対象農用地に畦畔がなく、田の要件を満たしていない
(田の交付単価で交付金を交付)

➡ 対象農用地に係る交付金相当額
1億4048万円が過大

<17道県、217市町村、542事業主体>



(1)イのうち

(2) 保全管理状況等の確認に係る事態

ア 現地確認や確認野帳の作成が未実施

- 15道県の73市町村は、必要性を認識せず、又は事務負担等を理由に**現地確認を未実施**
- 8県の17市町村は現地確認を実施したとしているものの、**確認野帳を作成せず**
(**保全管理状況等の確認が不十分**)

イ 田の要件である**畦畔等の有無を未確認**

- 152市町村は現地確認の際、畦畔等の有無を未確認
- 交付金の要綱等では、**当該確認をすることやその確認方法が明確に示されていなかった**

一方、(1)アの事態が生じていない市町村では、他事業の現地確認の結果、e M A F F 農地ナビ（注3）の活用等により効率的に確認している例もあり

(注3) 農地情報に衛星画像等を重ねるなどして公開する農林水産省のウェブサイト

写真：会計検査院
(広報資料)

要求する処置

- 過大に交付金を交付した市町村に対して、17道県を通じて、交付金の返還手続を行わせること
- 市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう**事業主体を指導**すること、及び**現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性の周知徹底**。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどの**効率的な現地確認の実施方法を周知**
- 現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法を**要綱等に明記**